

赤磐市公の施設見直し方針

平成20年 3月17日 策定

1 公の施設見直し方針について

近年の社会経済情勢の下、公の施設の維持管理については、多くの自治体でその財政を圧迫する要因となっていると言える。本市もまた例外ではなく、厳しい財政状況下での歳出削減に取り組んでいる中、その見直しを早急に行う必要がある。このため本市では、平成19年度に本市行財政改革審議会に「赤磐モデル」とも言うべき「公の施設の見直しに関するルール」を検討、提言いただいたところである。

このことを受け、本市では公の施設の在り方について総点検を行い、市民に利用しやすい施設運営の手法を検討するとともに、市の財政負担を軽減するため「赤磐市公の施設見直し方針」(以下「方針」という。)を策定するものである。

なおこの方針は、法令で定めのあるものを除き、本市公の施設の既存の管理方針の上位に位置付けることとする。

2 見直しの対象とする公の施設について

この方針に基づいて見直しを行う「公の施設」とは、4ページから8ページの「見直しの対象とする公の施設一覧」記載の施設とする。

3 行政と民間の役割分担基準とその運用について

見直しの対象とする公の施設について、次の基準により行政と民間の役割分担を明確化し、各施設のあり方について検討することとする。(9ページ「公の施設見直しフロー図」参照)

(1) 行政と民間の役割分担基準

(ア) 地域限定性の状況

地域限定性とは「当該施設の主な利用者がその施設の設置された地域住民に限られる程度」のことを言い、主な利用者の状況を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

主な利用者の状況(主な利用者が当該施設の設置された地域(「区」、「町内会」)に限られているか否か。)

(イ) 市民必要性の状況

市民必要性とは「赤磐市民の当該施設に対する需要の程度」のことを言い、市民ニーズを基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

利用者の現状(利用者数・市民利用者の比率)

(確認方法:利用者数が把握できる施設はその数・そうでない施設は自主申告数)

利用者数の変化の状況

(確認方法:利用者数が把握できる施設はその数・そうでない施設は自主申告数)

(ウ) 市民公共性の状況

市民公共性とは「多くの赤磐市民から市が当該施設を設置しておくことについて共感や支持が得られる程度」のことを言い、公共性を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

市民生活における不可欠性や重要性の程度(市が設置する施設である必要性)

赤磐市民全体(又は旧町単位住民全体)に対する恩恵の程度

市民公共性については、その強弱についても当該施設のあり方に関する判断基準とし、市民公共性の強い施設とは「市民生活にとって不可欠又は重要な施設」、市民公共性の弱い施設とは「市民生活にとって不可欠又は重要とは言えないが、市民生活をより豊かにする施設」と考え、当該施設の置かれた状況に応じて個別具体的に判断することとする。

(エ) 有効性の状況

有効性とは「当該施設やそのサービスに対する赤磐市民の満足の程度」のことを言い、当該施設の管理運営の状況や当該施設に対する市民満足の状況を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

施設の管理運営経費と使用料等収入の比較

施設の管理運営経費と住民満足度の比較

(オ) 指定管理可能性の状況

指定管理可能性とは「赤磐市における指定管理者の活用能力の程度」のことを言い、指定管理事務に係る費用を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

指定管理候補者の有無

指定管理者監視業務の可能性

指定管理者評価業務の可能性

(2) 役割分担基準に基づく施設見直しの考え方

「(ア) 地域限定性」のある公の施設は「設置条例廃止(地元移譲)」とする。

「地域限定性」のない公の施設は「(イ) 市民必要性」の有無を判断する。

a) 「市民必要性」のない公の施設は「設置条例廃止(閉鎖)」とする。

「市民必要性」のある公の施設は「(ウ) 市民公共性」の有無を判断する。

a) 「市民公共性」のない公の施設は「設置条例廃止(民営化)」とする。

b) 「市民公共性」のある公の施設は「行政管理」とする。

c) 「行政管理」とする施設は「市民公共性」の強弱を判断する。

「市民公共性」の弱い公の施設は「(エ) 有効性」の有無を判断する。

a) 「有効性」がない場合は「設置条例廃止(閉鎖)」とする。

b) 「有効性」がある場合は「現状維持」とする。

「市民公共性」の強い公の施設については、「(オ) 指定管理可能性」の高低を判断する。

a) 「指定管理可能性」が高い公の施設については、「指定管理」とする。

b) 「指定管理可能性」が低い公の施設については、「直営方式」とし、次のとおり見直しを行うこととする。

ア) 事業統合

市内に同様又は類似の公の施設があるものについては、次の3点に配慮した上で、原則として統合する。

）市民の利便性と合理性の比較

）利用率

）維持管理コスト

イ) 管理運営の改善

公の施設のうち、管理運営方法を変更することで市民の利便性の向上や維持管理コストの縮減が見込まれるものについては、管理運営方法の変更を検討する。

ロ) 現状維持

当該施設に係る費用対効果を検討し、赤磐市民の多くの人々から見てこれまでどおり管理運営されるべきと判断される場合は、現状維持とする。

以上の基準により公の施設を評価した上で、各施設のあり方を次の7種類に分類する。

施設の方向性	意味
設置条例廃止（地元移譲）	設置条例を廃止し、施設を地元（区、町内会）へ移譲する。
設置条例廃止（閉鎖）	設置条例を廃止し、施設を閉鎖する。
設置条例廃止（民営化）	設置条例を廃止し、施設の設置主体を民間等へ移管する。
指定管理（行政管理）	指定管理者制度の導入を検討し、実施する。
事業統合（行政管理）	市内の他施設との統合を検討し、実施する。
管理運営の改善（行政管理）	諸々の管理運営手法の改善を行う。
現状維持（行政管理）	現状維持とする。

また、見直しにあたっては、10ページ・11ページの「公の施設評価シート」を用いて、施設担当所属が見直しの対象とする公の施設について評価を実施することとする。

さらに、公の施設の評価については、客観性や住民等外部の意見を反映させる観点から、本市行財政改革審議会にも公の施設の評価をお願いするとともに、公の施設のあり方の最終的な判断に際しては、同審議会による評価を尊重して最終的な方向性を決定することとする。（12ページ「公の施設評価の手順及びスキーム」参照）

4 維持管理コストの平準化について

公の施設の維持管理については、上記による見直しを行うことで市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を実現し、これまで以上に効率的で効果的に行うよう努めることとする。

また、本市の公の施設は老朽化が進んでいるものもあり、その修繕経費も増大していることから、「行政管理」すべきと評価された公の施設については、財政計画の範囲内で施設ごとに複数年度の「修繕計画」を策定し、修繕経費の平準化を行うことで財政への負担の軽減を図ることとする。

さらに、この方針の趣旨から、「設置条例廃止」と評価された公の施設に対する予算措置については、十分な検討を行うこと。

5 その他

赤磐市行財政改革大綱の実施期間である平成21年度までに、見直しの対象とする公の施設のすべてについてそのあり方を検討し、市民サービスの向上と市の財政負担の軽減に努めることとする。

見直しの対象とする公の施設一覧

部	課	見直しの対象とする公の施設の名称	設置条例	旧町	管理手法 (指定管理のみ記載)	備考
総務部	総務課	赤磐市桜が丘いきいき交流センター（桜が丘出張所）	赤磐市桜が丘いきいき交流センター条例	山陽町/熊山町		
保健福祉部	社会福祉課	赤磐市山陽児童館	赤磐市山陽児童館条例	山陽町		
保健福祉部	社会福祉課	赤磐市山陽高齢者生きがいセンター	赤磐市山陽高齢者生きがいセンター条例	山陽町	指定管理	
保健福祉部	社会福祉課	赤磐市山陽総合福祉センター	赤磐市山陽総合福祉センター条例	山陽町	指定管理	
保健福祉部	健康増進課	赤磐市山陽保健センター	赤磐市山陽保健センター条例	山陽町		
産業建設部	産業振興課	赤磐市山陽産業会館	赤磐市産業会館条例	山陽町		
産業建設部	建設課	便木西公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	四辻公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	後山西公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	愛宕山公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	祇園公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	岩田公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	弥生公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	門前公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	桜が丘西第1近隣公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	桜が丘西第2近隣公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	弥生緑道	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	門前緑道	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	桜が丘西中央緑道	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	桜が丘西3丁目緑道	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	桜が丘西4丁目緑道	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	桜が丘西5丁目緑道	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
産業建設部	建設課	赤磐市営西中更生園団地	赤磐市営住宅条例	山陽町		
産業建設部	建設課	赤磐市営桜口団地	赤磐市営住宅条例	山陽町		
産業建設部	建設課	赤磐市営緑が丘団地	赤磐市営住宅条例	山陽町		
産業建設部	建設課	赤磐市営高屋団地	赤磐市営住宅条例	山陽町		
産業建設部	建設課	赤磐市営上市団地	赤磐市営住宅条例	山陽町		
赤坂支所	市民生活課	赤磐市西軽部童話交通公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
赤坂支所	健康福祉課	赤磐市立石相保育園	赤磐市立保育所条例	赤坂町		
赤坂支所	健康福祉課	赤磐市立軽部保育園	赤磐市立保育所条例	赤坂町		
赤坂支所	健康福祉課	赤磐市立笹岡保育園	赤磐市立保育所条例	赤坂町		
赤坂支所	健康福祉課	笹岡デイサービスホーム	赤磐市笹岡デイサービスホーム条例	赤坂町		
赤坂支所	健康福祉課	赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」	赤磐市赤坂福祉サービスセンター条例	赤坂町	指定管理	
赤坂支所	健康福祉課	赤磐市赤坂健康管理センター	赤磐市赤坂健康管理センター条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市石合山公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市東軽部読書公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市多賀読書公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市赤坂空の駅（小鳥の公園）	赤磐市公園条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市赤坂城山親水公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市赤坂都市農村交流クラブ	赤磐市赤坂都市農村交流施設条例	赤坂町		お笑い赤坂亭
赤坂支所	産業建設課	赤坂適塾	赤磐市伝統的家屋活用交流施設条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市パオ型モデル温室	赤磐市農業構造改善型移動生産施設条例	赤坂町		

見直しの対象とする公の施設一覧

部	課	見直しの対象とする公の施設の名称	設置条例	旧町	管理手法 (指定管理のみ記載)	備考
赤坂支所	産業建設課	赤坂天然ライス	赤磐市地域食材供給施設条例	赤坂町	指定管理	
赤坂支所	産業建設課	アグリ	赤磐市地域食材供給施設条例	赤坂町	指定管理	
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗町苜蓿団地	赤磐市嘗住宅条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗小原団地	赤磐市嘗住宅条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗東窪田団地	赤磐市嘗住宅条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗西軽部団地	赤磐市嘗住宅条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗坂辺団地	赤磐市嘗住宅条例	赤坂町		
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗安岡団地	赤磐市特定公共賃貸住宅条例	赤坂町		特賃
赤坂支所	産業建設課	赤磐市嘗小原賃貸住宅	赤磐市賃貸住宅条例	赤坂町		
熊山支所	市民生活課	円光寺公民館	赤磐市隣保館条例	熊山町		
熊山支所	健康福祉課	赤磐市熊山老人憩の家	赤磐市老人憩の家条例	熊山町		
熊山支所	健康福祉課	赤磐市国民健康保険熊山保健福祉総合センター	赤磐市国民健康保険熊山保健福祉総合センター条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	小瀬木転作促進研修・加工施設	赤磐市転作促進研修施設条例	熊山町	指定管理	
熊山支所	産業建設課	河田原農村公園	赤磐市農村公園条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	釣井農村公園	赤磐市農村公園条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	赤磐市石蓮寺森林公園	赤磐市石蓮寺森林公園条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	熊山青年の家	赤磐市青年の家条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	熊山遺跡管理棟	赤磐市熊山遺跡管理棟条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	赤磐市熊山英国庭園	赤磐市熊山英国庭園条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	熊山アムニティ公園	赤磐市公園条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	沢原展望園地	赤磐市公園条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	桜が丘東第1近隣公園	赤磐市都市公園条例	熊山町		都市公園
熊山支所	産業建設課	桜が丘東第2近隣公園	赤磐市都市公園条例	熊山町		都市公園
熊山支所	産業建設課	赤磐市嘗青木団地	赤磐市嘗住宅条例	熊山町		
熊山支所	産業建設課	赤磐市嘗円光寺団地	赤磐市嘗住宅条例	熊山町		
吉井支所	市民生活課	周匝上コミュニティハウス	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	川平団地コミュニティハウス	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	高浜団地コミュニティハウス	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	福田住宅団地コミュニティハウス	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	庄谷団地コミュニティハウス	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	竜天くつし夢の里コミュニティハウス	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	仁堀東区民館	赤磐市コミュニティ施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	市民生活課	高浜墓園	赤磐市吉井墓園設置条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	番念寺川平墓園	赤磐市吉井墓園設置条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	吉井文化会館	赤磐市隣保館条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	赤磐市国民健康保険佐伯北診療所	赤磐市国民健康保険診療所条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	赤磐市国民健康保険は里診療所	赤磐市国民健康保険診療所条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	赤磐市周匝会館	赤磐市吉井高齢者コミュニティセンター条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	赤磐市農村環境改善センター	赤磐市吉井会館条例	吉井町		吉井会館内
吉井支所	市民生活課	赤磐市仁美農村振興センター	赤磐市農村環境改善センター条例	吉井町		
吉井支所	市民生活課	赤磐市佐伯北研修センター	赤磐市広域多目的集会所施設条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	赤磐市吉井保健センター	赤磐市吉井会館条例	吉井町		吉井会館内

見直しの対象とする公の施設一覧

部	課	見直しの対象とする公の施設の名称	設置条例	旧町	管理手法 (指定管理のみ記載)	備考
吉井支所	健康福祉課	赤磐市立周匝保育園	赤磐市立保育所条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	赤磐市立黒本保育園	赤磐市立保育所条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	赤磐市立佐伯北保育園	赤磐市立保育所条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	赤磐市立仁美保育園	赤磐市立保育所条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	赤磐市吉井子育て支援センター	赤磐市吉井子育て支援センター条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	城南ふれあいクラブ	赤磐市学童保育所条例	吉井町		吉井子育て支援センター内
吉井支所	健康福祉課	仁美ふれあいクラブ	赤磐市学童保育所条例	吉井町		仁美保育園内
吉井支所	健康福祉課	赤磐市吉井シルバーワークセンター	赤磐市吉井シルバーワークセンター条例	吉井町		
吉井支所	健康福祉課	赤磐市あかまつ荘	赤磐市あかまつ荘条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	健康福祉課	赤磐市つつじ荘	赤磐市吉井高齢者生活福祉ホーム条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	塩木構造改善センター	赤磐市吉井集落センター条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	石構造改善センター	赤磐市吉井集落センター条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	戸屋多目的集会施設	赤磐市多目的研修集会所条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	是里多目的集会施設	赤磐市広域多目的集会施設条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市布都美研修センター	赤磐市広域多目的集会施設条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市山方研修センター	赤磐市広域多目的集会施設条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市福田会館	赤磐市農村婦人の家条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	是里農村公園	赤磐市農村公園条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	山方農村広場	赤磐市農村広場条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	石農村広場	赤磐市農村広場条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	赤磐市吉井城山公園	赤磐市吉井城山公園条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	吉井せせらぎ公園	赤磐市せせらぎ公園条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	赤磐市吉井高原・是里森林公園	赤磐市吉井高原・是里森林公園条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	布都美梅加工施設	赤磐市布都美梅加工施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	石上児童体験農場	赤磐市児童体験農場条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	吉井特産館	赤磐市吉井生産物直売施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	布都美野菜集荷所	赤磐市野菜集荷所条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	赤磐市吉井ライスセンター	赤磐市吉井共同乾燥調製施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	西勢実ふる里産品加工所	赤磐市西勢実ふる里産品加工所条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	是里ロッジ	赤磐市是里ロッジ条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	是里バーベキューハウス	赤磐市是里ロッジ条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	リゾートハウスこれさと	赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	布都美林間学校	赤磐市交流促進センター条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	周匝郷伝承館	赤磐市地域特産品製作・伝承施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	周匝下請共同作業所	赤磐市吉井下請共同作業所条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	仁堀下請共同作業所	赤磐市吉井下請共同作業所条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	吉井きのご館	赤磐市吉井きのご館条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	是里ワイン記念館	赤磐市吉井農村景観活用交流施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	吉井加工直売施設	赤磐市吉井農産加工直売施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	是里ワイナリー	赤磐市吉井農畜産物処理加工施設条例	吉井町	指定管理	
吉井支所	産業建設課	リピート吉井	赤磐市総合交流促進施設条例	吉井町	指定管理	公募中
吉井支所	産業建設課	吉井竜天オートキャンプ場	赤磐市吉井竜天オートキャンプ場条例	吉井町		

見直しの対象とする公の施設一覧

部	課	見直しの対象とする公の施設の名称	設置条例	旧町	管理手法 (指定管理 のみ記載)	備考
吉井支所	産業建設課	赤磐市菅大池団地	赤磐市菅住宅条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市菅仁堀団地	赤磐市菅住宅条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市菅福田団地	赤磐市菅住宅条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市菅高浜団地	赤磐市菅住宅条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市菅川平団地	赤磐市菅住宅条例	吉井町		
吉井支所	産業建設課	赤磐市菅庄谷団地	赤磐市菅住宅条例	吉井町		
熊山病院	—	赤磐市訪問看護ステーション ベル	赤磐市訪問看護ステーション設置条例	熊山町		
教育委員会	学校教育課	赤磐市適応指導教室	赤磐市適応指導教室条例	山陽町		
教育委員会	社会教育課	赤磐市山陽郷土資料館	赤磐市郷土資料館条例	山陽町		
教育委員会	社会教育課	赤磐市吉井郷土資料館	赤磐市郷土資料館条例	吉井町		
教育委員会	社会教育課	赤磐市城南ふれあいセンター	赤磐市城南ふれあいセンター条例	吉井町		
教育委員会	社会教育課	赤磐市青少年育成センター	赤磐市青少年育成センター条例	山陽町		
教育委員会	社会教育課	赤磐市赤坂教育集会所	赤磐市赤坂教育集会所条例	赤坂町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市桜が丘野球場	赤磐市体育施設条例	山陽町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市熊山運動公園野球場	赤磐市体育施設条例	熊山町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市桜が丘テニスコート	赤磐市体育施設条例	山陽町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市赤坂ファミリー公園テニスコート	赤磐市体育施設条例	赤坂町		20.4.1移行
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市熊山運動公園テニスコート	赤磐市体育施設条例	熊山町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市草生テニスコート	赤磐市体育施設条例	吉井町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市仁堀中テニスコート	赤磐市体育施設条例	吉井町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市西山グラウンド	赤磐市体育施設条例	山陽町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市桜が丘運動場	赤磐市体育施設条例	山陽町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市吉井グラウンド	赤磐市体育施設条例	吉井町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市赤坂ファミリー公園多目的広場	赤磐市体育施設条例	赤坂町		20.4.1移行
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市赤坂ファミリー公園ふれあい広場	赤磐市体育施設条例	赤坂町		20.4.1移行
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市熊山運動公園多目的広場	赤磐市体育施設条例	熊山町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市草生多目的広場	赤磐市体育施設条例	吉井町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市仁堀中多目的広場	赤磐市体育施設条例	吉井町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市グラウンドゴルフ場	赤磐市体育施設条例	山陽町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市赤坂体育センター	赤磐市体育施設条例	赤坂町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市熊山武道館	赤磐市体育施設条例	熊山町		
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市吉井武道館	赤磐市体育施設条例	吉井町		吉井会館内 20.4.1移行
教育委員会	スポーツ振興課	赤磐市吉井B&G海洋センター	赤磐市吉井B&G海洋センター条例	吉井町		
教育委員会	スポーツ振興課	山陽ふれあい公園	赤磐市都市公園条例	山陽町		都市公園
教育委員会	中央図書館	赤磐市立中央図書館	赤磐市立図書館条例	山陽町		
教育委員会	中央図書館	赤磐市立赤坂図書館	赤磐市立図書館条例	赤坂町		
教育委員会	中央図書館	赤磐市立熊山図書館	赤磐市立図書館条例	熊山町		くまやまふれあい センター内
教育委員会	中央図書館	赤磐市立吉井図書館	赤磐市立図書館条例	吉井町		ライフプラザ吉井内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立中央公民館	赤磐市立公民館条例	山陽町		
教育委員会	中央公民館	赤磐市立高月公民館	赤磐市立公民館条例	山陽町		
教育委員会	中央公民館	赤磐市立西山公民館	赤磐市立公民館条例	山陽町		
教育委員会	中央公民館	赤磐市立山陽公民館	赤磐市立公民館条例	山陽町		

見直しの対象とする公の施設一覧

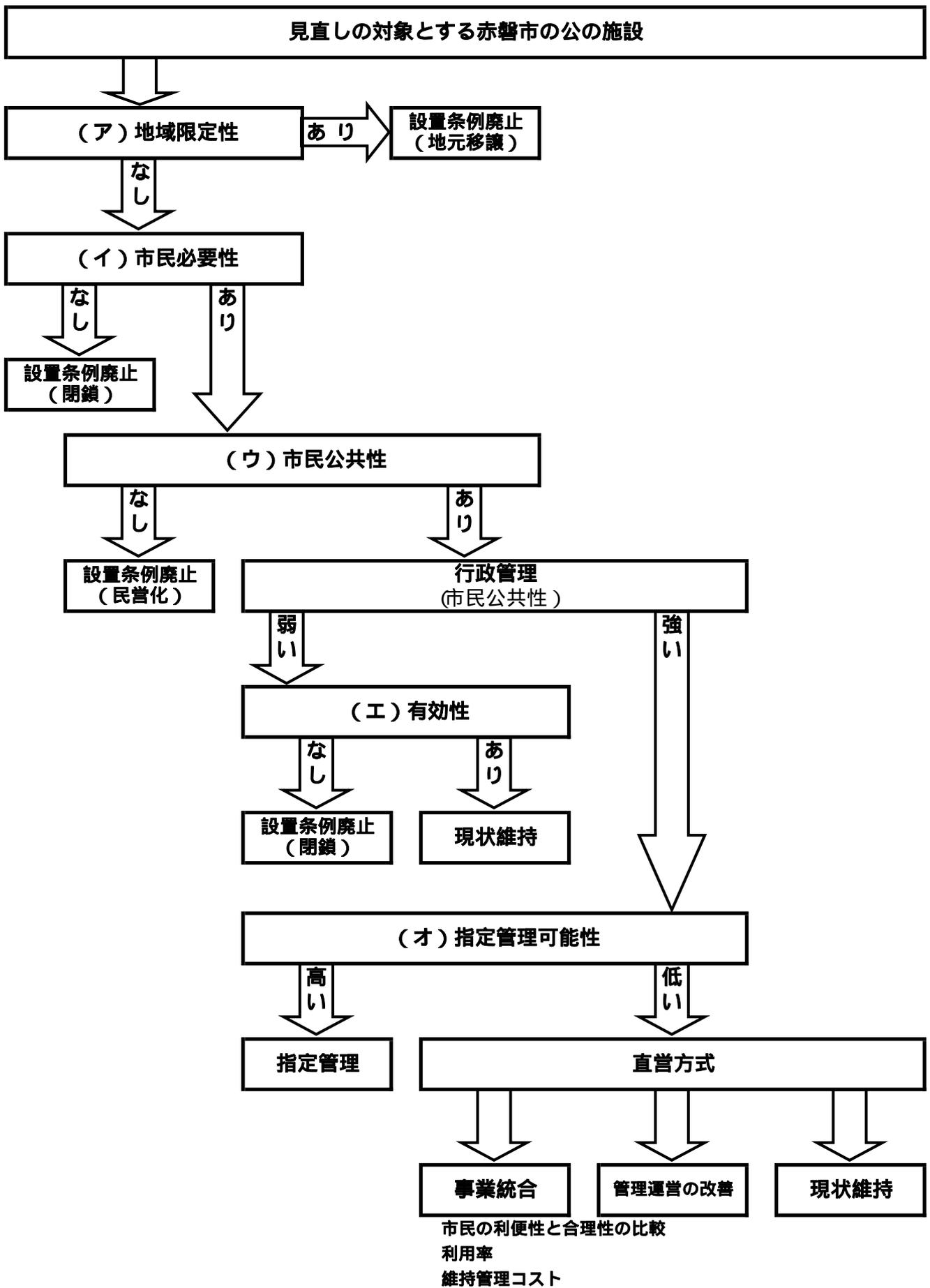
部	課	見直しの対象とする公の施設の名称	設置条例	旧町	管理手法 (指定管理 のみ記載)	備考
教育委員会	中央公民館	赤磐市立赤坂公民館	赤磐市立公民館条例	赤坂町		
教育委員会	中央公民館	赤磐市立笹岡公民館	赤磐市立公民館条例	赤坂町		
教育委員会	中央公民館	赤磐市立赤坂公民館石相分館	赤磐市立公民館条例	赤坂町		石相小学校内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立赤坂公民館軽部分館	赤磐市立公民館条例	赤坂町		軽部小学校内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立赤坂公民館笹岡分館	赤磐市立公民館条例	赤坂町		笹岡公民館内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立熊山公民館	赤磐市立公民館条例	熊山町		
教育委員会	中央公民館	赤磐市立熊山公民館磐梨分館	赤磐市立公民館条例	熊山町		磐梨小学校内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立熊山公民館豊田分館	赤磐市立公民館条例	熊山町		豊田小学校内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立熊山公民館桜が丘分館	赤磐市立公民館条例	熊山町		桜が丘小学校内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立吉井公民館	赤磐市立公民館条例	吉井町		吉井会館内
教育委員会	中央公民館	赤磐市立視聴覚ライブラリー	赤磐市立視聴覚ライブラリー条例	山陽町		
教育委員会	中央給食センター	赤磐市立中央学校給食センター	赤磐市立学校給食共同調理場条例	山陽町		
教育委員会	中央給食センター	赤磐市立桜が丘学校給食センター	赤磐市立学校給食共同調理場条例	山陽町		
教育委員会	中央給食センター	赤磐市立熊山学校給食センター	赤磐市立学校給食共同調理場条例	熊山町		
教育委員会	中央給食センター	赤磐市立吉井学校給食センター	赤磐市立学校給食共同調理場条例	吉井町		
教育委員会	赤坂分室	デン・リル・ハウフル・フス	赤磐市大苅田読書公園管理センター条例	赤坂町		
教育委員会	赤坂分室	赤磐市大苅田読書公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
教育委員会	赤坂分室	赤磐市赤坂アナセン童話公園	赤磐市公園条例	赤坂町		
教育委員会	熊山分室	赤磐市くまやまふれあいセンター	赤磐市くまやまふれあいセンター条例	熊山町		
教育委員会	吉井分室	ライフプラザ吉井	赤磐市立吉井生涯学習センター条例	吉井町		
教育委員会	吉井分室	赤磐市吉井会館	赤磐市吉井会館条例	吉井町		
教育委員会	吉井分室	赤磐市竜天天文台公園	赤磐市竜天天文台公園条例	吉井町		

上下水道、道路、河川、法定外公共物は今回の見直しから除外することとする。

また、幼稚園・小・中学校については教育委員会が、熊山病院については病院が見直しを行うことからその結果を待つこととする。

対象施設数 190 施設

公の施設見直しフロー図



公の施設評価シート

【担当所属記入】

所管部	所管部を記入してください					
担当課	担当課を記入してください					
担当係	担当係を記入してください					
記入者職氏名	担当者職氏名を記入してください					
施設番号	記入不要	施設名	施設の名称（設置条例での名称等正式名称）を記入してください			
所在地	施設の所在地を記入してください	管理手法	直営	該当するものに	指定管理 該当するものに	
施設概要	大きさ、備えている設備、供用開始日等、その施設の概要を記入してください 「別紙のとおり」として任意の資料を添付いただいても結構です					
施設整備の必要性及びその経緯	施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由を記入してください 「別紙のとおり」として任意の資料を添付いただいても結構です (施設の今後の在り方についての重要な判断要素になりますので、よく考えて記入してください)					
専任職員数	20.4.1現在の専任職員数	人	当該施設で勤務しており、かつ当該施設の管理運営を主な職務としている職員（市が雇用している者）について記入してください			
内訳	課長級以上	人	係長・主査級	人		
	課長補佐級	人	主任級以下	人		
	主幹級	人	臨時・嘱託等	人		
維持管理経費	人件費 (賃金、報償費含む)	報酬	H17決算額(円)	H18決算額(円)	H19決算額(円)	それぞれの費目の各年度の決算額を記入してください 人件費については、総務課に確認して記入してください 19年度については、決算見込みでかまいません 記入不要
		給料				
		職員手当等				
		共済費				
		災害補償費				
		恩給及び退職年金				
	物件費	賃金				
		報償費				
		需用費				
		役務費				
		委託料				
		使用料及び賃借料				
		工事請負費				
	原材料費					
	その他					
合計(A)		0	0	0		
使用料収入(円)(B)		H17決算額(円)	H18決算額(円)	H19決算額(円)	各年度の決算額を記入してください	
経費に占める収入の割合(%) (B ÷ A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	記入不要	
年間供用日数(C)		H17実績(日)	H18実績(日)	H19実績(日)	運動公園等複数の施設で供用日が異なる場合は最長の供用日を記入してください	
年間利用人数(D)		H17実績(人)	H18実績(人)	H19実績(人)	運動公園等複数の施設がある場合は合計人数を記入してください	
うち市民の数		H17実績(人)	H18実績(人)	H19実績(人)	年間利用人数のうち赤磐市民の利用人数を把握している場合はその数を記入してください	
市民利用者の割合(%)		H17実績(%) #DIV/0!	H18実績(%) #DIV/0!	H19実績(%) #DIV/0!	記入不要	
供用日1日あたりの利用人数(D ÷ C)		H17実績(人) #DIV/0!	H18実績(人) #DIV/0!	H19実績(人) #DIV/0!	記入不要	
供用日1日あたりの維持管理経費(A ÷ C)		H17実績(円) #DIV/0!	H18実績(円) #DIV/0!	H19実績(円) #DIV/0!	記入不要	
供用日1日あたりの収入(B ÷ C)		H17実績(円) #DIV/0!	H18実績(円) #DIV/0!	H19実績(円) #DIV/0!	記入不要	
主な利用者層	学生、老人等施設の主な利用者を具体的に記入してください(よくない記入例:市民)					
(1) 地域限定性	あり	該当するものに	なし	該当するものに	公の施設見直しフロー図により判断してください	
(2) 市民必要性	あり	該当するものに	なし	該当するものに	公の施設見直しフロー図により判断してください	
(3) 市民公共性	あり(強い)	該当するものに	あり(弱い)	該当するものに	なし 該当するものに	
(4) 有効性	あり	該当するものに	なし	該当するものに	(「なし」に がついた時点で方向性が決まります)	
(5) 指定管理可能性	高い	該当するものに	低い	該当するものに		
当該施設の方向性	地元移譲	該当するものに	所管部としての当該施設のあり方についての意見 移譲、閉鎖、民営化ができない制度的規制及びその期限 起債償還、補助金等、移譲等の措置が取れない制度的な規制の根拠及びその期限を記入してください。	財政難の折、担当部として今後の当該施設のあり方についてどの様に考えているか記入してください。		
	閉鎖	該当するものに				
	民営化	該当するものに				
	指定管理	該当するものに				
	事業統合	該当するものに				
管理運営改善	該当するものに					
現状維持	該当するものに					

公の施設評価シート

【行財政改革審議会意見】

(1) 地域限定性	あり	記入不要	なし	記入不要		
(2) 市民必要性	あり	記入不要	なし	記入不要		
(3) 市民公共性	あり(強い)	記入不要	あり(弱い)	記入不要	なし	記入不要
(4) 有効性	あり	記入不要	なし	記入不要		
(5) 指定管理可能性	高い	記入不要	低い	記入不要		
当該施設の方向性	地元移譲	記入不要	行財政改革審議会評価	記入不要		
	閉鎖	記入不要				
	民営化	記入不要				
	指定管理	記入不要				
	事業統合	記入不要				
	管理運営改善	記入不要				
現状維持	記入不要					

【当該施設の方向性(市長の決定)】

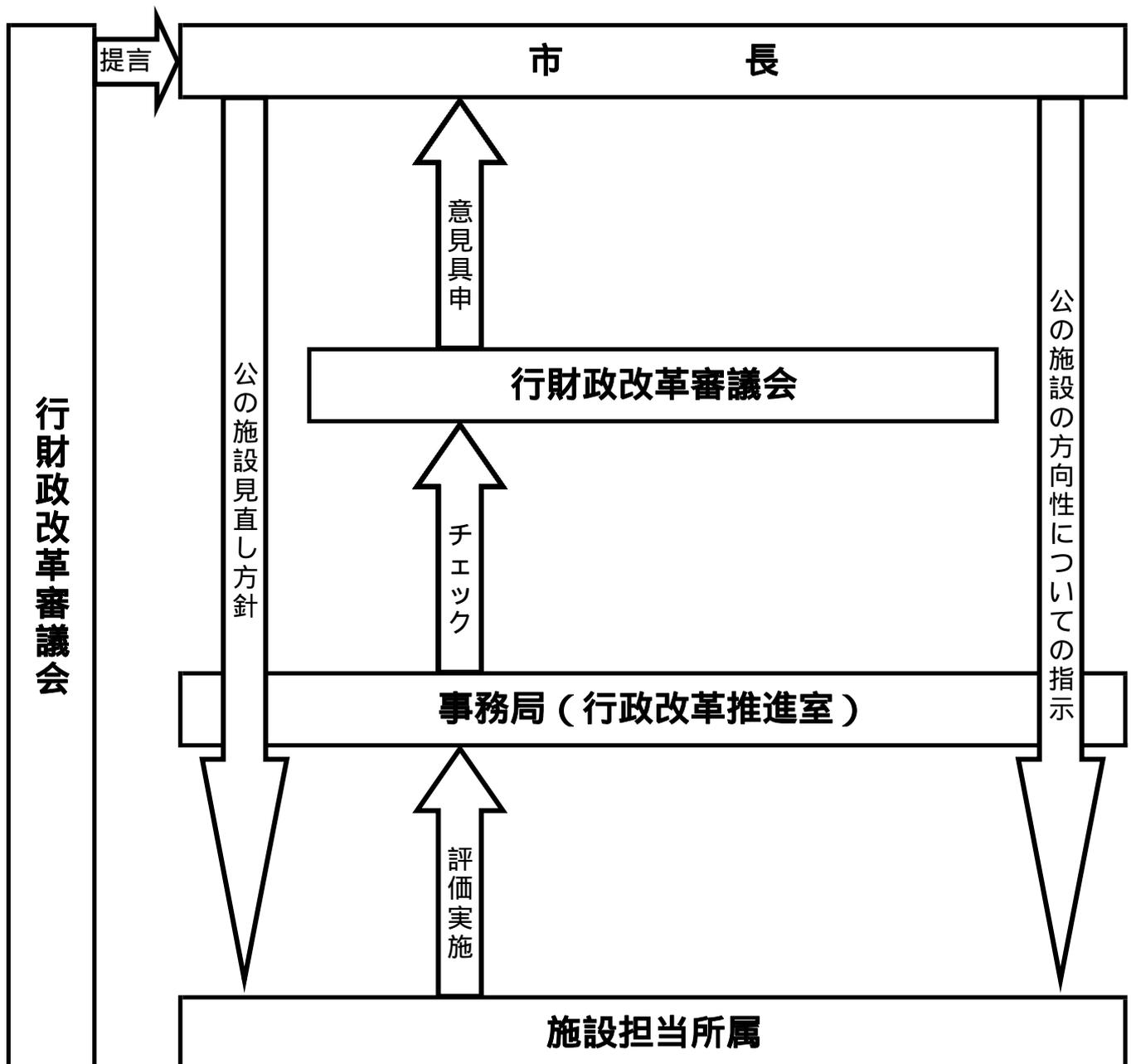
当該施設の方向性	地元移譲	記入不要	担当所属に対する指示	記入不要		
	閉鎖	記入不要				
	民営化	記入不要				
	指定管理	記入不要				
	事業統合	記入不要				
	管理運営改善	記入不要				
	現状維持	記入不要				

公の施設評価の手順及びスキーム

【公の施設評価の手順】

- 行財政改革審議会からの提言に基づく「公の施設見直し方針」の策定（市長）
- 「公の施設見直し方針」に基づき、個別の公の施設について評価シートによる評価を行う。（施設担当所属）
- 「公の施設見直し方針」に基づき、個別の公の施設についてチェックを行い、行財政改革審議会に進達する。（事務局）
- 「公の施設見直し方針」に基づき、個別の公の施設について評価を行い、市長に意見具申を行う。（行財政改革審議会）
- 行財政改革審議会の評価を尊重し、個別の公の施設の方向性に関する意思決定を行う。（市長）
- 個別の公の施設に関する市長の指示を担当所属に伝達し、対応を促す。（事務局）
- 市長の指示を受け、個別の公の施設の見直しを行う。（施設担当所属）

【公の施設評価スキーム】



施設見直しの実施